平成２８年（フ）第４７号
北海道標津郡中標津町西９条北８丁目１番地
アズママンション102
破産者　古俣さとる
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第１号
北海道標津郡標津町字川北101番地７
破産者　大圃　博元
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第５０号
秋田県由利本荘市二番堰148番地６　本荘アパート第６　102号室
破産者　大場　瑞人
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１０７号
福島県郡山市日和田町字日和田93番地の１
破産者　小宮　　進
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１３６３号
さいたま市見沼区春野１丁目６番９―405号
破産者　仁田　茂之
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６５１号
大阪府摂津市正雀４丁目４―４　サンクレスト403、開始決定時の住所埼玉県坂戸市東坂戸２丁目11番404号
破産者　西潟　昭浩
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３２４号
埼玉県熊谷市出来島３番地
破産者　進藤　孝規
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２１５５号
横浜市都筑区北山田４丁目１番27号　ノール・グロワール304号、旧住所川崎市宮前区東有馬４丁目１番１号　キャトールセゾン104
破産者　羽鳥　精一
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５号
相模原市緑区二本松３―30―６　レオパレスパンタレイ203号、住民票上の住所大阪市東成区大今里１丁目８番15号
破産者　仲田　貴彦
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２号
新潟県村上市七湊2035番地
破産者　天井　俊明
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第４２号
山梨県大月市大月町真木1615番地１
破産者　小林まさ子
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
山梨県大月市七保町瀬戸2055番地
破産者　内藤　千秋
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第３７５号
静岡県御殿場市深沢1231番地の13　ソワサントＳＫ―Ｖ101、開始決定時の住所静岡県御殿場市大坂215番地　フォーシーズン大阪203
破産者　小林　祐也
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４３６号
静岡県伊東市岡36番地の２
破産者　原　　一茂
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
静岡県駿東郡長泉町竹原326番地の１　コーポサンライズＡ棟401号
破産者　チョウドウリ　ゴウタムこと　ＣＨＯＷＤＨＵＲＹ　ＧＡＵＴＡＭ
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
静岡県三島市梅名327番地の11　コーポ塩田101
破産者　鈴木　光久
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第８４５号
愛知県小牧市大字村中181番地２
破産者　合満　和彦
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５９３号
名古屋市天白区天白町大字野並字笹原1533番地の56
破産者　土川　賢一
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部